

衆議院災害対策特別委員会ニュース

平成 25.11.8 第 185 回国会第 5 号

11 月 8 日（金）、第 5 回の委員会が開かれました。

1 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外 16 名提出、第 183 回国会衆法第 28 号）

- ・提案理由の説明を省略することに協議決定しました。
- ・古屋国務大臣（防災担当）、亀岡内閣府大臣政務官及び政府参考人並びに提出者二階俊博君（自民）、林田彪君（自民）及び石田祝稔君（公明）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

黄川田 徹君（民主）

- ・津波により浸水し、居住が適当でない地域については、高台移転が必要となる。権利関係が複雑で土地の取得が難航していることから、制度を見直すべきと考えるが、古屋防災担当大臣及び提出者の見解を伺いたい。
- ・津波防災対策の推進に関する法律により、津波防災の日（11 月 5 日）が定められた。政府はこの日を国民に周知するために、どのような取組をしているのか。

宮 沢 隆 仁君（維新）

- ・東名高速や東海道新幹線は小規模な地震でも寸断され、経済的に大きな打撃を受けると考えるが、被害予測は行っているのか、また対策は講じているのか伺いたい。
- ・災害発生時、被災地において、負傷者に対する医療に従事する者に対し、どのような教育が行われているのか。

佐 藤 正 夫君（みんな）

- ・南海トラフ地震に備え、九州に基幹的広域防災拠点を設置することについて、どのように考えているのか。
- ・宮崎県や大分県等にとって、海岸は観光資源であり、想定津波高に対応する高さの防潮堤を建設すると、景観を

損なうおそれある。国や地方自治体は、地域特性を配慮し、住民とのコンセンサスを得ながら、防潮堤等の建設を進めるべきと考えるが、提出者の見解を伺いたい。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・本法律案では、東南海・南海地震特措法に基づく推進地域に関し、大規模地震対策特別措置法に基づく強化地域との調整規定（第 4 条）を削除する理由を伺いたい。
- ・本法律案第 14 条に高台移転が必要と認められる施設の整備に関し、財政上・金融上の配慮をすとの規定があるが、具体的にどのような支援をするのか。

鈴 木 克 昌君（生活）

- ・本法律案では、津波から避難するために必要となる事業に関する計画を作成することができるが、事業が実施された場合、談合等による不適切な事業の発注や優先度や関連性が低い事業が行われる懸念について、どのように考えているのか、提出者に伺いたい。

2 議案の撤回許可に関する件

- ・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（二階俊博君外 16 名提出、第 183 回国会衆法第 28 号）の撤回を許可することに決しました。

3 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案起草の件

- ・福井照君外 6 名（自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者石田祝稔君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・衆議院規則第 48 条の 2 の規定により内閣の意見を聴取したところ、古屋国務大臣（防災担当）から「特に異存はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成－自民、民主、維新、公明、みんな、共産、生活）

4 参考人出頭要求に関する件

- ・災害対策に関する件について、参考人から意見を聴取することに協議決定しました。